

介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）へのお知らせ

交通事故が原因で介護が必要になった場合は、
介護保険サービスが利用できます。

ただし、必ず第三者行為の届け出をお願いします。



第1号被保険者（65歳以上の方）が、交通事故など第三者（加害者）の行為が原因で介護が必要な状態になった場合、または状態が悪化した場合でも、介護保険のサービスが利用できます。

その場合は、介護サービスにかかる費用は第三者が負担するのが原則で、高萩市（介護保険の保険者）が第三者に代わって介護サービス費用の保険給付相応額を一時的に立て替え、後日、高萩市から第三者に対して請求を行います。

そのため、第三者の行為によって介護が必要になった場合や状態が悪化した場合は、必ず高萩市に届け出を行ってください。

まずは、すみやかに高萩市役所高齢福祉課に届け出てください。
（届け出に必要な書類は、裏面をご覧ください。）



届け出の内容に基づき、第三者と交渉します。

※高萩市では、請求に係る事務（求償事務）を茨城県国民健康保険連合会へ委託しています。

【届け出・問合せ先】

高萩市役所高齢福祉課介護保険グループ（高萩市春日町3-10総合福祉センター内）

電話 0293-22-0080（内線 607）

なぜ届け出が必要なの？

第三者（加害者）の行為が原因で介護が必要になったり、要介護度が重度化したりした場合でも、介護保険のサービスを利用することができますが、損害賠償などの手続きに時間がかかることが多いため、第三者が負担すべき介護サービス費用の保険給付相応額を高萩市がいったん立て替えます。そして、後日立て替えた保険給付相応額を第三者に請求することになります。

高萩市が第三者に請求するためには、事故の状況を詳しく知る必要があります、届け出の書類はそのために記入していただくものです。先に示談してしまうとその内容によっては損害賠償ができない場合があります。示談を行う前に必ず届け出をしてください。

届け出に必要な書類はなに？

- 第三者行為による被害届 ※被害者記入
- 事故発生状況報告書 ※被害者記入
- 念書 ※被害者記入
- 誓約書 ※加害者記入
- 交通事故証明書（自動車安全運転センター茨城県事務所にて有償で発行します）

※交通事故証明書が物損事故扱い等の理由で入手ができない場合は、「人身事故証明書入手不能理由書」を提出してください。

「交通事故証明書」はどうやってもらうの？

事実に基づく確認と自賠責保険への請求のために必要です。証明書は警察に事故の届け出をしていれば、自動車安全運転センターに申請すると発行してもらえます。

ただし、有償発行となります。

詳しくは、警察または自動車安全運転センターにお問合せください。

【自動車安全運転センター茨城県事務所】

住所 茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3783-3（茨城県警察運転免許センター内）

電話 029-293-8822

【届け出・問合せ先】

高萩市役所高齢福祉課介護保険グループ（高萩市春日町3-10総合福祉センター内）

電話 0293-22-0080（内線607）